

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査（土木局）財政援助団体監査（西宮市環境衛生協議会）出資団体監査（株式会社鳴尾ウォーターワールド）及び指定管理者監査（特定非営利活動法人にしのみやNPO協会）の結果報告に対して、西宮市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、同条第12項の規定により公表します。

平成26年7月3日

西宮市監査委員 亀井 健
同 鈴木 雅一
同 ざこ 宏一
同 八木 米太郎

付 記

措置を講じた部局又は団体	監査結果報告日	監査結果公表日	措置通知受理日
土 木 局	平成25年11月25日	平成25年11月26日	平成26年5月12日
西宮市 環境衛生協議会	平成25年11月25日	平成25年11月26日	平成26年3月26日
株式会社 鳴尾ウォーターワールド	平成25年11月25日	平成25年11月26日	平成26年5月2日
特定非営利活動法人 にしのみやNPO協会	平成25年11月25日	平成25年11月26日	平成26年5月27日

措置の内容

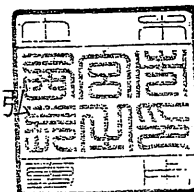
別紙のとおり



西公園発第7号
平成26年5月2日

西宮市監査委員 亀井 健 様
同 鈴木 雅一 様
同 上田 さち子 様
同 町田 博喜 様

西宮市長 河野 昌 彦



監査結果報告に係る措置の状況について (通知)

このことについて、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり通知
します。

- 1 措置を講じた部局 土木局
- 2 監査結果報告名 出資団体監査結果報告
(株式会社 鳴尾ウォーターワールド)
- 3 監査結果提出日 平成25年11月25日報告監第15号
- 4 措置状況 別紙のとおり

出資団体監査報告書に記載の指摘及び改善要望事項

(平成 25 年 11 月 25 日付報告監第 15 号)

(指摘及び改善要望)

監査報告書 15-11 頁

5 事務処理等の状況

(1) 会計処理及び契約事務

市環境局発注の「リゾ鳴尾浜市管理区域管理業務委託」について、業務内容が地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の、性質又は目的が競争入札に適しないとし、会社と随意契約により契約(契約金額 27,048,000 円)が締結されています。業務委託の内容は、設備保守点検管理、除草清掃及び樹木灌水であり、会社から(株)阪急阪神ビルマネジメントに設備保守点検業務として、市との業務委託契約金額の大半が再委託されています。再委託された業務には、市契約以外の業務が含まれていますが、今後は、市との契約業務とそれ以外の業務とを合わせて再委託することの必要性の説明や、それぞれの業務を明確に区分して発注するなどし、市民への説明責任が果たせるようにしてください。

(講じた措置)

「リゾ鳴尾浜市管理区域管理業務委託」については、市と会社で取り交わした「鳴尾浜臨海公園(南地区)の健康運動施設の保守点検費用の分担基準に関する協議書」に基づき、市は施設の基幹となる消防防災、電気、空調設備を、会社は日常的な保守点検を要する衛生設備を主な負担区分とし、市が管理すべき部分について、会社へ委託しています。

市との契約業務とそれ以外の業務とを合わせて再委託することについては、市が管理すべき部分及び会社が管理すべき部分を併せて発注することによって、会社が一括して委託業者へ指示できることから、安価かつ効率的に業務を行うことができるため実施しているものですが、市民へ説明できるよう市と会社の業務区分の明確化を図ったほか、再委託することの必要性を市との再委託関係書類に明記するなど改善を図りました。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 15-11 頁

5 事務処理等の状況

(2) 資金の管理

なお、会社の会計規程で別途定めるとされている「資産運用要綱」が定められていませんでした。

(講じた措置)

資産運用については、株式会社阪急阪神フィナンシャルサポートのキャッシュ・マネジメント・サービス及び各種預金のみを利用していることから、会社の会計規程に資産運用する内容を記載する改定を行いました。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 15-12 頁

5 事務処理等の状況

(3) 施設の利用

「リゾ鳴尾浜」は、市内唯一の大型屋内温水プールと屋外に大小プールを併せ持った総合的なアミューズメント施設としてスタートし、その後、温泉を掘り、海に見える天然温泉として健康増進にも寄与しています。この施設は鳴尾浜臨海公園内の施設であり、鳴尾浜臨海公園の魅力をいろいろな機会を通じて市民にアピールすることにより、健康増進施設「リゾ鳴尾浜」の利用を働きかけることも必要と考えます。

(講じた措置)

鳴尾浜臨海公園については、指定管理者制度を活用して、運営管理を行っているところです。指定管理者は、公園認知度の向上や施設の魅力のPRに取り組んでいるところですが、新たに芝生広場での利用規制を緩和し、イベント等を実施し易いように改めるとともに、指定管理者の自主事業についても拡充し、公園利用者の増加を図るよう取り組んでいます。

今後も、指定管理者とリゾ鳴尾浜とが連携した協働イベントなどを実施し、公園とリゾ鳴尾浜のそれぞれの施設の特性をアピールしながら、施設の相互利用が促進されるよう取り組んでまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 15-12 頁

5 事務処理等の状況

(3) 施設の利用

4階のレストランについては、業者に委託し、バーベキューとパーティーの予約のみの営業が行われています。冬場にはカキ主体の飲食を提供させることとして、売上増を図っていくとしています。常設での、業者によるレストラン営業の試みは何度か行われているものの、収益が確保できず業者が撤退しています。バーベキューの予約での営業は好調とのことですが、さらに広報・宣伝をしていくことで、レストラン利用者増の余地はあると思われます。施設改修に要する費用面も考慮しつつ、レストラン施設のより効果的な利用方法の検討を、引続き行ってください。

(講じた措置)

4階のレストランについては、バーベキューの営業を業者委託するとともに、冬季には、カキ小屋を業務委託によりレストランスペース及びテラススペースで実施することにより、飲料部門の売上増加に繋げています。

レストラン施設の効果的な活用方法については、プール等の利用者の増加に伴い、その活用できる幅も広がると考えておりますので、施設利用者の増加促進を図ってまいります。また、レストラン施設の広報・宣伝に努め、レストラン利用者の増加を図るとともに、引続きレストラン施設のより効果的な利用方法を検討してまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 15-12 頁

5 事務処理等の状況

(3) 施設の利用

1階にある会議室については、周辺に企業・団体などが利用できる類似施設がないこともあり、利用可能な施設として広報・宣伝していくなど、より有効利用ができる方策の検討を進めてください。

(講じた措置)

1階会議室については、リゾ鳴尾浜の団体利用や鳴尾浜臨海公園南地区指定管理者の市民向け講習会などに活用するとともに、一般利用においても利用率が向上するよう広報・宣伝を行い、施設の有効利用に努めてまいります。

7 む す び

現在、補助金等による直接の支援は行われていませんが、東西駐車場も含めた土地・建物の使用料免除や、市による補修工事などにより、多くの税金が投入されていることから、市民の健康づくりのサポート役としての健康増進施設となるよう、市民の利用率の向上が必要です。

(講じた措置)

市民利用率の向上については、市広報紙及び市広報映像番組などを通じて市民への広報を行い、さらに、映像番組のインターネット配信を行うなど2次的な活用を図り、動画を用いてわかりやすく健康増進施設としての魅力をアピールするとともに、市民向けの割引キャンペーンなどを実施し、市民利用率の向上に努めてまいります。

また、市内の保育所や学校園への市民割引券チラシの配布を引き続き実施し、市民のための健康増進施設としての役割を果たすよう努めてまいります。

7 む す び

今後とも、周辺地域の市民利用状況調査を実施するなど、利用者の動向を分析し、より市民が利用しやすい施設として、市民のニーズを的確に把握した事業展開及び事業運営に引続き取り組んでください。

(講じた措置)

市民ニーズについては、アンケートなどを通じて、把握に努めているところです。今後、サンプル数を増やすなどし、さらなる市民ニーズの把握に努めるとともに、近隣同類施設の動向を注視しながら他のマーケティング手法なども検討し、ニーズに適した事業展開及び事業運営に取り組んでまいります。